

産業廃棄物処理計画書	
2023年 6月 21日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区上八丁堀4-1
氏名	洋伸建設株式会社
	山本 晴樹
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-511-4520
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	洋伸建設株式会社
事業場の所在地	広島市中区上八丁堀4-1
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	(D06) 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 2,000,000千円 (前年度実績)
③従業員数	105名 (令和6年4月1日現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物発生 (工事現場) → 収集・運搬 (収集運搬業者) → 処分 (処理業者)

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和5年度)実績量
計画:今年度(令和6年度)計画量

	単位:トン/年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	0.11	5									0.11	5		0	0.11	5				
廃油	0.291										0.291		0.291		0.291					
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	54.924	35									54.924	35	54.924	35	54.924	35				
紙くず	0.300	5									0.300	5	0.300	5	0.300	5				
木くず	11.935	10									11.935	10	11.935	10	11.935	10				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鉱さい																				
がれき類	1053.700	1000									1053.700	1000	0	0	1053.700	1000				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
建設混合廃棄物	24.128	30									24.128	30	11.289	30	24.128	30				
合計	1145.388	1085	0	0	0	0	0	0	0	0	1145.388	1085	78.739	80	1145.388	1085	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

別紙3(管理体制図)の通り

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	工事着手前に施工検討会を行い、産業廃棄物の抑制を図る。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後もこれまでと同様の抑制に関する取組みを行う。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の 種類及び分別に関する取組)	コンクリート殻、アスファルト殻、木くず、廃プラスチック等 現場にて分別に取り組んでいる。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃 棄物の種類及び分別に関する取 組)	今後もこれまでと同様の取組を行う。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該 当 なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	該 当 なし

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該 当 なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	該 当 なし

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

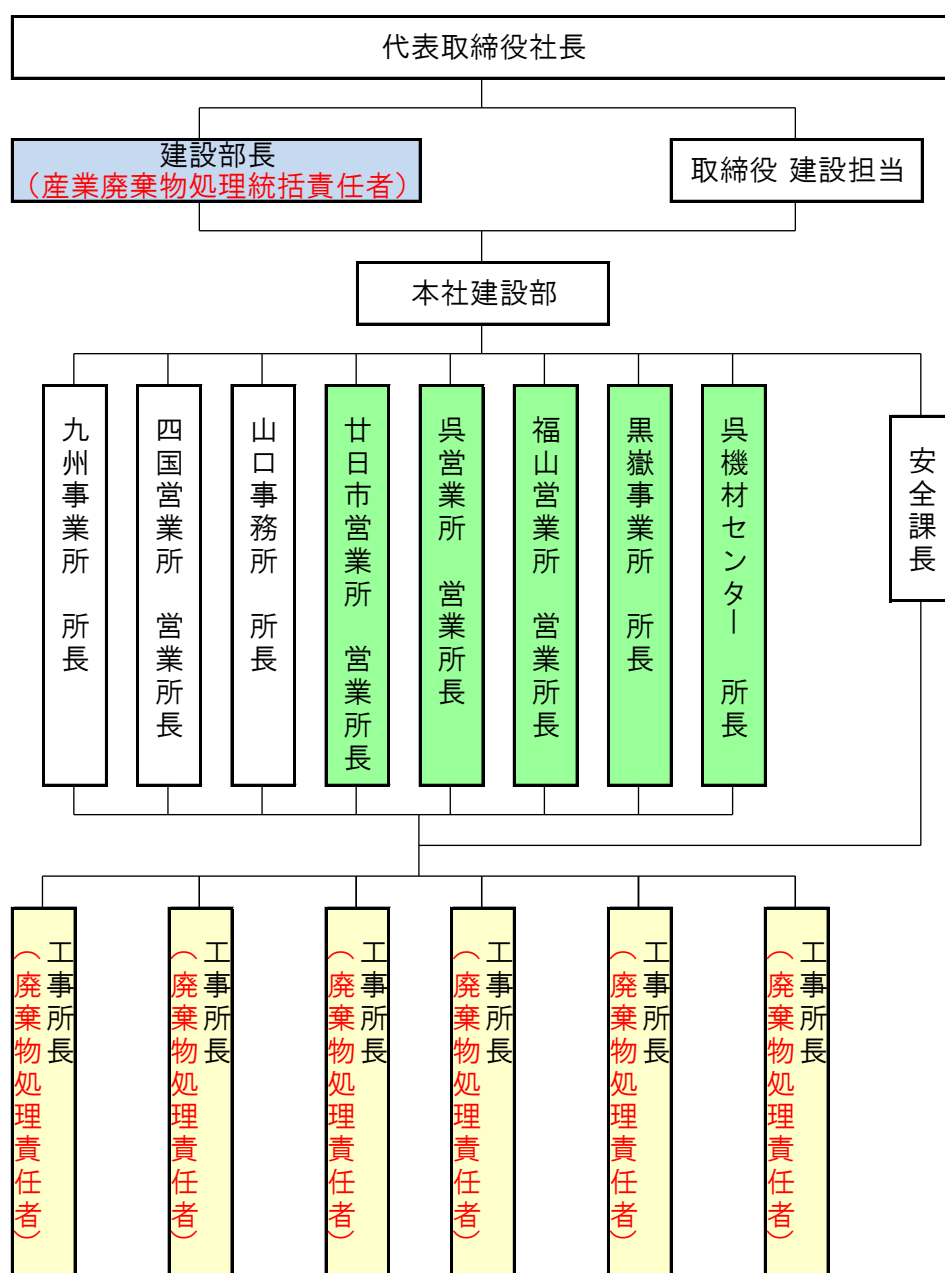
①現状 (これまでに実施した取組)	該 当 なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	該 当 なし

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	実績のある産業廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実績が有り優良な産業廃棄物処理業者を選定し委託処理をする。

別紙3 産業廃棄物の処理に関わる管理体制に関する事項

■管理体制図



■各責任者の職務

◎ 廃棄物処理統括責任者

- ・ 職員、協力業者の教育、啓発
- ・ 処理業者、再資源化施設の調査、選定
- ・ 委託契約の締結管理
- ・ 工事所の関連業務の支援、指導
- ・ 処理実績の集計、記録の保管（処理委託契約書、マニフェストの保管 等）
- ・ 多量排出事業者としての行政報告（多量排出事業者、マニフェスト交付状況 等）

◎ 廃棄物処理責任者

- ・ 処理計画書の作成および委託契約の立案
- ・ 処理業者の監督および処理状況の確認
- ・ 協力業者の教育・指導
- ・ マニフェストの交付管理
- ・ 処理実績の集計、管轄営業所への報告